

草津広報 まいとでゆ

草津町こども家庭センター 「なないろ」



- ◆町長あいさつ…………… P.2～P.3
- ◆除雪のお願い…………… P.12
- ◆なないろ通信…………… P.15
- ◆ベルツこども園…………… P.20
- ◆ザスパ草津チャレンジアーズ…………… P.22
- ◆今月の当番医・
すくすくインフォメーション…………… P.23

2026年
1月号

第733号

歩みに入る者にやすらぎを 去りゆく人にしあわせを

「百年先へ、 搖るぎない歩みを」

草津町長 黒岩信忠

新年あけましておめでとうございます。皆さまにおかれましては、健やかな令和八年の新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

皆様のご信託と温かいご支援を受け、平成二十二年から四期十六年間里役を担当させていただいております。この間、「福祉と観光が両立するまちづくり」を政策理念の柱として、一意専心して取り組んでまいりましたが、町民の皆さま、各業界や町内各種団体及び関係機関皆さまの深いご理解とご協力をいただき、心から感謝を申し上げる次第であります。

昨年を振り返りますと、私が町長に就任をして以降、皆さまと共に進めてきた「百年先を見据えた付加価値の高いまちづくり」の整備が実を

結び、観光入込客数において過去最多の年間四百万人の目標を達成することができます。今年度につきましても更にこの記録を更新する見込みとなっています。

このように「観光施策」については、これまでに講じた計画的かつ大胆に投じた主要事業が功を奏し、草津町が大きな飛躍をしたものと受け止めている次第であります。

そして、私が町長として最も重視している「福祉施策」について申し述べると、その軸足となる考え方は、「観光施策の促進によって福祉・保健・教育を充実させるという『循環機能』を持たせた行政運営を行うこと」であり、その福祉と観光を両立させるための私の根底にある信念は「町民を守り、支えていく」ことであります。

これまでの成果の一つの例として、「高齢者配食事業」の継続的な実施や、「高齢者サロン」については昨年も机や椅子の更新を開始しましたが、今年度は各支部の皆さまにも助成を行い、老人クラブの皆さまをはじめ、

草津町では町民皆さまの生活を支えようと物価高騰対策を含め「草津町くらし応援商品券事業」を実施してきましたが、今年度は十二月から第八回目として実施をしているところであります。これらは他市町村と比較しても非常に手厚い事業として町民皆さまの生活支援と町内事業所の景気、経済の後押しをしているものと受け止めています。

さらに、令和七年十二月からは

津町保健センター内に「草津町こども家庭センター・なないろ」を設置しました。このセンターの設置によつて、草津町の妊娠婦から保護者の皆さまの相談事業や子育て支援をワンストップで行い、そして草津町の将来を担う子どもたちをサポートしていくことを考えております。

さらに、この一月からは国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、「第九回目」となる応援商品券事業を追加で実施をしているところであります。

このほかにも、「ひとり暮らしの高齢者配食事業」の継続的な実施や、

振り返りますと、就任当時の私は、冷え込んでいた町内経済と再建を要するほど悪化した町の財政を立て直すという使命が課せられていま

町内の高齢者の皆さまがより元気になれるよう過ごしていただければ幸いであると願っております。

また、昨年度からは、多くの町民が利用する各地域の道路を優先に年次計画を立て整備を進めていくことをいたしました。

子育て支援としては、既に実施している「高校生の就学費補助」や、こども園と小中学校全ての給食費の完全無償化及び学童保育の完全無償化、また、園児の保育料の全ての無償化を行ななど、草津町だからこそできる「切れ目のない、横断的な子育て支援」を継続して進めているところであります。



したが、そのためには『**強い財政基盤**』を構築する必要があると判断し、様々な対策をこれまで講じてまいりました。

しかし、町の財政状況は相当厳しく、事業を展開しようにも予算を確保することさえ困難であり、財政力の強化と活性化を果たすまでには数々の課題や困難がまさに次々と立ちはだかりました。

まず、自然災害や火山対策への対応は予断を許さない緊張感をもつた対応の連続で、台風や猛暑、集中豪雨や雪害など、幾多の緊急対応がありました。特に、平成三十年一月に発生した本白根山の噴火にあっては尊い命が失われるなど決して忘れてはならない事であり、危機管理や安全部門については今後も緩めることはありません。

令和に入つてからは、数年間に及ぶ対応となつた新型コロナウイルス感染症拡大の影響は非常に大きく、町内経済のダメージへの対策として種々の経済支援策を措置すると同時に、町民の健康予防対策と児童生徒の学びの保障を含め、当時、どの自治体よりもスピード感をもつて様々な対策と支援を講じてまいりました。また、草津温泉特有の酸害対応の

多い中、令和五年には「万代鉱源泉における湯量減衰の問題」が発生しましたが、官民が一体となつてその改善を実現させ、将来に向けて一定の安心感を持つことができる状態となりました。改めて、町内事業所皆さまの強い気持ちと大変なご努力を頂いたことに対しまして感謝を申し上げます。

これらのように数々の困難や課題に対して、私は町長として、草津町の今と未来のために、まさに身を粉にして常に先頭に立つて指揮を執り、正面から向き合つてまいりました。そして緻密なビジネス手法を行政に取り入れ、真に必要な投資は大胆に行うという覚悟をもつて、議会そして職員や関係者と共に手を携え町政を前に進めてきました。

思い返せば、その一步目は草津温泉のシンボルである「湯畠の再整備」であり、この取り組みが「百年先を見据えた付加価値の高いまちづくり」のスタートでありました。

次に、「御座之湯」、「熱乃湯」及び「湯路広場」など、各時代の趣を尊重

した景色づくりを進め、加えて、「西の河原公園の再整備」を実施しながら、令和二年には「裏草津地蔵」も完成させ、併せて、町内各所へ手洗乃湯

や顔湯等の設置を進めてきました。

そして令和四年には、「**立体交差及び温泉門事業**」を実現させ、長年の当町の懸案事項であつた渋滞の緩和を果たした上に、草津温泉のシンボルである湯畠のサテライトとして、この「温泉門」は新たな名所となって人気を博しています。

加えて、草津温泉スキー場においても通年型山岳リゾートへの変貌を目指し、バンジングなどのほか、令和五年には新たに「パルスゴンドラ天狗」を稼働させ、同時に、「展望

レストラン／クリスタル天」についてもオープンさせました。

そして、令和八年の春に完成予定の「新天狗山レストハウス」には、草津町が持つ温泉資源を活かした熱交換システムを応用した水冷式冷房設備を取り入れるほか、群馬県と共同で進める温泉熱を使ったバイナリー発電の取り組みを促進し、温泉観光地のトップランカーとして、再生可能エネルギーの分野にも積極的にチャレンジしていく計画としています。

また、令和六年から実施している「中央通りの再活性化事業」では歩道

整備や植栽を含めた事業を完成させ、昨年には町の玄関口である「草津温

泉バスター・ミナルの修景事業やエレベーターの設置工事」を完成させましたが、さらに魅力あるまちづくりを創出していくため、令和八年から

は中央通りからの導線のつながりとして、新たに「滝下通りの整備構想」を進めていく計画としています。

草津温泉に完成はありません。激動の時代だからこそ、確かな実績と経験に基づく決断力、そして何よりも結果責任を恐れない強い覚悟をもつてまちづくりを進めていく必要があります。

そして先人から途切れることなく脈々と受け継がれてきた歴史と伝統を後世に紡ぐため、これからも絶えず努力し、「百年先へ、搖るぎない歩み」を進めていきたいと思います。

結びとなりますが、本年が皆さまにとりまして、笑顔溢れる素晴らしい一年となりますよう心からご祈念申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。

令和八年一月

草津町長 黒岩信忠

中小事業者をとりまく税金

中小事業者の皆様は特に税金とのかかわりが深く、その事業活動の多くの場面で何らかの税金に携わっています。まず、事業の種類に関係なく共通する税金として、「消費税」及び「地方消費税」、契約書に貼付する「印紙税」、乗用車に「自動車税（種別割）または軽自動車税（種別割）」、その取得時に「自動車税（環境性能割）または軽自動車税（環境性能割）（旧：自動車取得税）」、その車検時に「自動車重量税」などがあり、他にも、事業内容によって例えば、商品としてたばこを扱えば「たばこ税」、アルコール飲料を扱えば「酒税」、ガソリン等を扱えば「揮発油税」、「地方揮発油税」、「石油ガス税」、「軽油引取税」などが、不動産を取得すれば「消費税（土地は除く。）」はもちろん、「不動産取得税」、「登録免許税」が、その翌年度から毎年「固定資産税」、「都市計画税」がかかりますし、不動産を有償譲渡すれば売却益に対して「所得税」、「住民税」がかかりますし、たとえ無償譲渡であっても、譲り受けた側では不動産価値に応じた「贈与税」の対象となります。

また、従業員を雇っていれば、パート・アルバイト職員であっても「所得税」の「源泉徴収義務」と「住民税」の「特別徴収義務」が、鉱泉浴場の経営者には「入湯税」の、ゴルフ場経営者には「ゴルフ場利用税」の「特別徴収義務」が課されることとなります。

あるいはあなたが個人事業主であれば、国民健康保険税にもかかわることとなるでしょう。

「難しすぎてよくわからない。」は理由にならない

税金やその制度に関して尋ねられると、常套句かの如く、「専門家に任せてあるから。」とか「難しすぎてよくわからない。」などと口にしていませんか。

そして、その専門家の指示されたとおりの金額を、ただ漫然と納めていませんか。

- ・専門家からきちんと報告書（申告書の控えなど）を受け取っていますか？
- ・その報告書の意味や意義の説明を受け、きちんと理解していますか？

「事業主」たる「あなた」が、税金に対して「よくわからない」今まで本当に大丈夫ですか？

専門家に任せていること以外で知らず知らずのうちに何らかの義務を怠っていれば、最悪、ペナルティを科されるのは、他の誰でもない当事者である「あなた」なのです。

給与収入「103万円の壁」が「160万円」に緩和！

令和7年度税制改正によって、令和7年分以降の所得税の基礎控除額が最高48万円から10万円（20%程度）引き上げられて最高58万円となりました。そのうえで、低～中所得者（給与収入850万円以下に相当）の税負担に配慮し、所得階層ごとに最高37万円の控除額が上乗せされ、最高95万円となります。

また、給与所得控除が最低55万円から最低65万円に改正されたことにより、パートやアルバイトなどの給与所得者は160万円（給与所得控除と基礎控除の和）以下で他に所得がない場合は、所得税等はかかりません。

特定親族特別控除の創設

所得税においては、令和7年分から、上記の基礎控除の引上げを踏まえ、扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件が、基礎控除と同額の58万円まで緩和されます。

また、新たな特別控除が創設され、19歳以上23歳未満の大学生年代（特定扶養親族）の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）までであれば、特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられます。もし、85万円を超えると、受けられる控除額が段階的に遞減する仕組みが導入されるため、123万円（給与収入188万円に相当）までは、所得控除を受けられるようになります。

失念しがちな制度・手続き

すべての事業者に対して、帳簿記帳・保存制度（主要簿：仕訳帳・総勘定元帳、補助簿：現金出納帳・預金出納帳・買掛帳・売掛帳・経費帳・固定資産台帳）が義務化されています。

償却資産の申告は、固定資産台帳と整合させて申告してください。（免税点未満でも資産が存在する場合には申告義務が生じます。）公平公正な適正課税に資するためのご協力をお願いします。

令和8年度償却資産の申告について

町税につきまして、平素格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により令和8年1月1日（賦課期日）現在、草津町内に所在する償却資産について申告していただくことになっておりますので、必要事項を記載の上、申告期限までに必ず提出してくださるようお願いいたします。

なお、前年度の課税標準額が少額である方、または電子申告された方については、申告書の送付に代えて案内通知を送付しておりますので内容をご確認の上、適正にご対応ください。

また、地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用し、電子申告をすることもできます。

詳しくは、「eLTAXホームページ（<http://www.eltax.jp>）」をご覧ください。

申告期限 令和8年2月2日

申告の方法

○前年度（令和7年度）償却資産申告書を提出された方

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加した資産及び減少した資産について申告してください。このとき、必ず固定資産台帳^{※1}と整合させてください。

なお、増減のない場合でも備考欄に「前年中異動なし」と記載の上、申告してください。このとき、必ず固定資産台帳^{※1}と整合させてください。

○今年度から新たに償却資産申告書を提出される方

令和8年1月1日現在所有する全資産について申告してください。このとき、必ず固定資産台帳^{※1}と整合させてください。

○廃業・解散・移転された方

廃業・解散・移転の場合でも、整理の都合上その旨を異動年月日と併せて備考欄へ記載して提出してください。

○提出書類

「償却資産申告書（個人番号又は法人番号を必ず記載してください。）」、「種類別明細書」及び「固定資産台帳の写し^{※2}」を提出してください。※新規申告または継続申告を問わず、固定資産台帳の写し等の添付にご協力をお願いします。

* 1 …固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産について、取得年月日・取得価額・耐用年数等を網羅的に記載した法定帳簿（財務諸表）です。（作成方法については、国税庁ホームページ「（令和6年分の）帳簿の記帳のしかた（事業所得者用・不動産所得者用・農業所得者用）（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/syotoku/r06.htm>）」を参考にしてください。）その法定保存年限は7年です。

* 2 …個人の場合は、令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書に添付する青色決算書（または収支内訳書）の「減価償却費の計算」欄の写し（必ず年分・申告者名を補記すること。）でも可能です。法人の場合は、必ず、令和8年1月1日時点での固定資産台帳を整理（整備）の上、その写しを提出してください。

償却資産の範囲

申告していただく償却資産は、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいい、具体的には次のとおりです。

(1) 固定資産に関する帳簿に計上されているすべての資産

(2) 簿外資産で事業の用に供しうる資産又は供している資産

(3) 遊休・未稼働の資産で事業の用に供しうる資産

(4) 建設仮勘定で経理中の資産であっても、その一部又は全部が賦課期日までに完成し、事業の用に供しているもの

(5) 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供しているもの

(6) 建物の付属設備【賃借人が賃借建物に施した付属設備（簡易間仕切・店舗造作等）】

なお、次の資産は申告の必要はありません。

○無形減価償却資産（漁業権・特許権・営業権等）

○自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等

○耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、その資産の取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されるもの、もしくは取得価格が20万円未満の償却資産で法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一括して3年間で損金又は必要な経費に算入する方法の対象とされるもの

実地調査について

地方税法第408条の規定に基づき、実地調査を行う場合があります。その際は、帳簿書類・伝票等の確認または提出をお願いする他、現地で資産実物を確認（写真撮影等）させていただきますので、ご協力をお願いします。

その他

(1) 正当な理由がなく申告しない場合、または虚偽の申告をした場合には、地方税法により罰則規定が適用されることがあります。

(2) 該当の資産がない場合でも、事業所把握のために必要となりますので、備考欄に「該当資産なし」と記載の上、申告書のみ（種類別明細書は不要）ご提出いただきますようお願いします。

評価及び固定資産税額について

(1) 評価

申告していただいた資産を一件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。これらの合計額が決定価格となり、それを課税標準額として課税されます。課税標準の特例が適用される資産がある場合は、特例による減額後の額が課税標準額となります。

以降、毎年計算を行い、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとめます。

(2) 税額について

・税率 1.4%

・税額 土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計×税率

・免税点 150万円（償却資産）

課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、申告書の提出は必要となります。（※ただし、草津町では、課税標準が一定額未満の場合には、申告書の提出を不要とさせていただいております（個別に通知します）。）

●提出先 群馬県吾妻郡草津町大字草津28番地

●お問い合わせ先 草津町役場 税務課 固定資産税係

●電話 0279-88-7186（直通）

●専用FAX 0279-88-5272（直通）

個人事業者の皆様へ 令和7年分の申告

償却資産の申告をお忘れでは？

| 税の種類 | 【自営業・フリーランス】 個人 (自然人) | 【企業】 (会社) 法人 | 管轄 | 課税庁 |
|----------------|-----------------------------|--------------------|--|-----------------|
| 所得に対する国税 | 所得税 | 従業員の源泉徴収 | 法人税 地方法人税 | 税務署 |
| 対価を得て行う取引に対する税 | | | 消費税 | 国税 |
| 事業そのものに対する税 | | 地方消費税 | | |
| 所得に対する地方税 | 個人 住民税* ¹ | 個人事業税 従業員の特別徴収 | 法人事業税 特別法人事業税【国税】 法人 道府県民税 法人 市町村民税 | 自動車税事務所 道府県税 |
| 償却資産に対する税 | | | 償却資産税* ² | 市役所 市町村税 |
| 事業所税 | | | 指定都市等のみ | 市役所 町村役場 |

| 手続き | 期限 |
|--|-----------|
| 「令和7年分 紙給与所得の源泉徴収票」等を従業員に交付し、税務署に提出する。 併せて「令和8年度 紙給与支払報告書」を市役所・町村役場に提出する。 | 令和8年2月2日 |
| 「令和8年度 償却資産申告書」を市役所・町村役場に提出する。 | 令和8年2月2日 |
| 「令和7年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書」を税務署に提出する。 | 令和8年3月16日 |
| 令和5年分の課税売上高等が1千万円以上、又は令和7年中に適格請求書発行事業者だった場合、「自R07.01.01-至R07.12.31 消費税及び地方消費税の確定申告書」を税務署に提出する。 | 令和8年3月31日 |
| 「法人税・地方法人税の確定申告* ³ 書」を税務署に提出する。 | 決算後2ヶ月以内 |
| 「(法人) 道府県民税・(法人) 事業税・特別法人事業税の確定申告* ³ 書」を県税事務所に提出する。 | 決算後2ヶ月以内 |
| 「(法人) 市町村民税の確定申告* ³ 書」を市役所・町村役場に提出する。 | 決算後2ヶ月以内 |

*¹…住民税とは、市町村民税及び道府県民税の通称です。

*²…償却資産税とは、償却資産を課税客体とする固定資産税の通称です。固定資産税の課税客体には土地・建物・償却資産があり、都市計画税のそれは土地・建物です。

*³…確定申告の他に、中間申告、予定申告などがあります。

確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。

確定申告会場に出向かずのご自宅から確定申告ができますので、ぜひe-Taxをご利用ください。

なお、マイナポータルとe-Taxを連携（マイナポータル連携）すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、医療費通知情報や寄附金受領証明書などを1件ずつ入力する必要がなく、書類の提出保存も不要となり便利です。

また、給与所得や公的年金等の源泉徴収票なども自動入力の対象になります。

マイナポータル連携をご利用になるには事前準備が必要となりますので、お早めの準備をお願いします。この機会にぜひマイナポータル連携を使ったe-Taxをご利用ください。

《確定申告はこちら》

作成コーナー



《マイナポータル連携はこちら》



《確定申告などに関するお問合せ》

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL0570-01-5901)

【受付】月曜日～金曜日（休祝日等及び12月29日～1月3日は除きます。）

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

■会 場 中之条税務署 1階会議室

■期 間 令和8年2月16日(月)から3月16日(月)まで
土、日及び祝日を除きます。

譲渡所得及び贈与税の申告相談等は、以下の日付において相談を受け付けております。

2月の相談日…17日(火)、19日(木)、25日(水)、27日(金)

3月の相談日…2日(月)、4日(水)、6日(金)、10日(火)、12日(木)、16日(月)

また、2/16(月)、2/17(火)の2日間は、税理士による無料申告相談を受け付けております。

■時 間 相談受付：午前8時30分から午後4時まで

相談開始：午前9時から



国税庁LINE
公式アカウント

○確定申告会場での相談は、国税庁LINE公式アカウントによるオンライン事前予約をお願いします。

※各会場において当日受付も行っておりますが、当日の相談枠に限りがありますので、ぜひ、オンライン事前予約をご利用ください。

※上記期間前は税務署内に確定申告会場はありません。この期間に所得税・個人消費税・贈与税での申告相談にお越しいただいても、当日は対応できませんのでご注意ください（一部、国税庁LINE公式アカウントを通じたオンライン事前予約も受け付けております。）。

※確定申告会場では、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本とした相談体制としております。

マイナンバーカードと併せてパスワード（①署名用電子証明書用英数字6～16文字、②利用者証明用電子証明書用数字4桁）が分かるようにしてお越しください。

《書面による申告書等をご提出される方へ》

令和7年1月以降、確定申告書等の控えに収受印付印の押なつを行わないとしました。申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができますので、ぜひご利用ください。

確定申告会場では、ご自宅で作成された申告書の検算（金額の確認など）や書面による申告書の作成はしていませんので、e-Tax又は郵送等での提出をお願いします。

＼令和7年中所得に関する／
令和8年度分の

個人住民税から 電子申告がスタート！

エルタックス
eLTAXから「マイナンバーカード」を利用して個人住民税に関する申告ができます

申告会場に出向くことも、申告書の記載・印刷・郵送も必要ありません
スマホやパソコンからeLTAX個人住民税電子申告システムに簡単アクセス！



個人住民税の申告とは？

次のは1月1日に住所のある市区町村に所得について申告する必要があります。
申告に基づいて市区町村は当年度の個人住民税額を決定します。

個人住民税の申告義務者

- 前年所得がある人**
- (ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません)
- 税務署へ所得税の確定申告書を提出した人
 - 給与所得のみであり、勤務先で年末調整を行い、勤務先からお住まいの地方団体に給与支払報告書が提出されている人
 - 公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金など)の所得のみであり、公的年金等の源泉徴収票に記載されている以外の控除を受けない人

個人住民税の申告義務はないが申告する人

- (例)
- 非課税証明書を取得する人
 - 国民健康保険の軽減を受ける人
 - 各種給付、助成申請にあたり必要な人

個人住民税申告の
電子化特設ページ
こちら！



<https://www.eltax.lta.go.jp/news/12336>

Q&A

Q



いつでも電子申告できますか？

A



市区町村が案内する申告期限(3月15日)までに申告する必要があります。
3月15日が土日の場合はその翌日

ただし、システムは24時間・365日利用できますので
申告期限までに申告できなかった人や申告義務はないけれど
申告する人は随時の申告が可能です。

※メンテナンス時間を除きます。

Q



電子申告には何が必要ですか？



●申告者を特定・確認するため電子申告にはマイナンバーカードが必要です。

券面事項入力補助用パスワード(数字4桁)

署名用電子証明書用パスワード(英数字6~16桁)の入力が必要です。

※マイナンバーカードには有効な署名用電子証明書が搭載されている必要があります。

●申告内容を確認するため源泉徴収票など所得金額の分かるものや
保険料控除証明書などが必要です。

●申告受付完了等のご連絡を受信するメールアドレスが必要です。

Q



電子申告した申告書は印刷できますか？

A



申告完了時に申告書をPDF形式でダウンロードできますので
必要に応じて印刷してください。

Q



eLTAXの利用届出(利用者IDの取得)等は必要ですか？

A



マイナンバーカードによる認証を行うため必要ありません。

令和7年分の確定申告相談会について (完全予約制のお知らせ)

草津町で受付する令和7年分の所得税確定申告並びに令和8年度町県民税の申告については、昨年と同様事前予約制となります。当日受付は行いませんのでご注意ください。
※例年3月に入ると混み合いますので、余裕をもって2月中の相談をお勧めします。

○申告相談の事前予約について

令和8年1月6日(火)からネットにて先行予約を開始します。



<https://logoform.jp/f/sk3Ao>

令和8年1月19日(月)から電話にて受付開始をします。

※受付時間は、8時30分～17時15分（土日祝日を除く。）

○申告相談期間

令和8年2月16日(月)～3月16日(月)

※土日祝日を除く。

（午前の部）9時00分～11時30分

（午後の部）13時00分～16時00分

※1人あたり30分程度を目安に上記の時間内で調整させていただきます。

○申告相談会場

草津町役場 4階 大会議室

○事前予約から申告受付までの流れ

1. 草津町役場税務課（0279-88-7186）へ電話をしてください。
2. 予約希望日や申告の概要を伺います。（所得の種類など）
3. 空き状況を確認し、予約を確定します。
※相談を担当する職員の指定はできません。
4. 事前予約をした日程で、予約時間の10分前までに申告会場へお越しください。（申告会場での混雑を避けるため、予約時間の10分以上前に来場されても申告会場内には入れませんのでご注意ください。）

○事前に作成が必要な書類

- ・事業・不動産所得がある人→収支内訳書（または同等の帳簿）
- ・医療費控除を受ける人→医療費控除の明細書

※税務課窓口での医療費控除の明細書等の配布は1

月末頃になります。

※確定申告関係の書類については、国税庁ホームページに掲載されていますので、事前に取得の上、当月までに作成をしてください。（税務課窓口でも1月末以降にお渡しできます。）

上記書類が作成されていない場合には、受付できませんのでご注意ください。

○受付できる申告

- ・年末調整を受けていない方
- ・年末調整漏れの控除がある方
- ・公的年金収入のみの方で、所得控除を受けたい方
- ・営業、農業など事業所得※のある方（青色申告を除く）
- ・地代や家賃収入の不動産所得がある方（青色申告を除く）
- ・年末調整済みの給与以外の所得が20万円を超える方。（住民税申告は20万円以下も必要です）
- ・2か所以上から給与を受けており、主な給与以外の給与収入が、20万円を超える方。

※事業所得として、他の所得と損益通算をする為には事業と認められるかどうかを個別に判断することになります。基準の目安として年間売上が300万円を超える恒常的な収入があり、帳簿書類の記帳の有無が一つの目安になります。

○受付できない申告（中之条税務署の確定申告会場で申告してください。）

- ・贈与税・相続税・準確定申告・消費税
- ・土地、家屋、株式等などの譲渡所得の申告
- ・初年度の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の申告
- ・青色申告、損失申告
- ・令和6年分以前の申告（修正申告・更正の請求を含む）
- ・その他特殊な申告

※申告内容によっては、電話予約の際に中之条税務署での申告をご案内することがあります。

○その他

- ・スマートフォンやパソコンを使ってご自宅でも確定申告ができますので、できる限りご活用いただきますようお願いいたします。（申告方法等については、国税庁のホームページをご確認ください。）

確定申告（住民税申告）の要否について

○公的年金受給者の確定申告（住民税申告）

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下※で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

（確定申告不要制度）

※その公的年金等の全てが源泉徴収の対象となる場合に限ります。

◇上記の場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告を提出することができます。

◇確定申告をされない方の場合、「公的年金等の源泉徴収票」の内容をもとに住民税を算定することになります。各種控除の追加や訂正がある場合には、住民税申告書の提出が必要です。

○給与所得者の確定申告（住民税申告）

給与所得がある多くの方は、年末調整により所得税が精算されるため、確定申告は不要（住民税申告も不要）です。ただし、給与所得者の方でも、確定申告をしなければならない場合や確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

なお、所得税の確定申告を提出した方は、住民税申告書の提出は不要です。

◆確定申告が必要な方

- ・給与収入が2,000万円を超える方
- ・給与を1ヵ所から受けていて、かつ、その他の所得の合計額が20万円を超える方（20万円以下の場合には住民税の申告が必要です。）
- ・給与を2ヵ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額の合計額が20万円を超える方（20万円以下の場合には住民税の申告が必要です。）

なお、給与収入の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄付金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額の合計額が20万円以下の方は、確定申告は不要です。（住民税の申告は必要です。）

◆確定申告で所得税が還付される方

- ・医療費控除の適用を受ける方。
- ・（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける方。
- ・年の中途で退職した後就職しなかった（年末調整を受けなかった）方など。

より詳しい内容については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

ちゃんとチェック！最低賃金

| 群馬県最低賃金 (地域別最低賃金) | | 時間額 1,063円 | 発効日 令和8年3月1日 |
|------------------------|------------------|------------|-----------------|
| 最低 特 定 賃 金 | 【製鋼・鉄素形材製造業最低賃金】 | 時間額 1,131円 | 発効日 令和8年1月1日 |
| | 【一般機械器具製造業最低賃金】 | 時間額 1,120円 | |
| | 【電気機械器具製造業最低賃金】 | 時間額 1,120円 | |
| | 【輸送用機械器具製造業最低賃金】 | 時間額 1,120円 | |

- 18歳未満又は65歳以上の方や、定められた軽易な業務に従事する方等については、特定（産業別）最低賃金の適用から除外されます。
- 最低賃金の対象となる賃金には、臨時又は1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外・休日・深夜労働の割増賃金、精勤手当、通勤手当及び家族手当は算入されません。
- 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方等については、使用者が労働局長の許可を受けた時は、労働能力その他の事情を考慮して減額した額により最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（027-896-4737）又は県内の最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html>

賃金引上げを支援する各種助成金もご活用ください。

各種支援策のご案内は[こちら](#)



雪のシーズンに入ります。

除雪作業のご理解とご協力を
よろしくお願いいたします。

まもなく、雪の季節となります。

県並びに町が管理している国道、県道、町道の除雪作業は10cmの積雪または降雪が予想されるときに作業を開始しますが、その多くは、夜間から早朝に行います。路上駐車等除雪の妨げになる行為は危険を伴い通行の支障となりますので、絶対にしないようご協力をお願いいたします。

凍結が予想されるとき、主要幹線道路では凍結防止剤散布をいたしますが、凍結が全てなくなるわけではありません。また、融雪道路も完全に雪が解けるわけではありませんので、スリップ事故防止のためスピードを控え安全運転をお願いいたします。



お問い合わせ先
国・県道
中之条土木事務所 TEL.0279-75-3047
町道
土木課 TEL.0279-88-7184

かかりつけ医を持ちましょう。

気軽に相談できるかかりつけ医

まもるために、お願いがあります。

みんなの医療を

かかり方、
変えよう!

古紙のリサイクルについて

草津町クリーンセンターでは、ごみの減量化に取り組んでおり持ち込みによる古紙（ダンボール、新聞、雑誌等）のリサイクルを行っています。限りある資源を有効に活用するため、みなさまのご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先
草津町クリーンセンター（生活環境課）
TEL.0279-88-2407



離婚と子どもをめぐるルール が新しくなります！

令和6年5月に成立した民法等改正法により、父母が離婚した後も、子どもの利益を確保することを目的として、親権、養育費、親子交流などに関するルールが見直されました。

家庭裁判所キャラクター
かーくん



令和8年4月1日に
施行されます！



子どもの最善の利益を確保するためには、話し合いを通じた父母の協力が重要です。しかし、話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所の手続を利用し、解決を図ることも考えられます。

裁判所の手続案内や申立書は、裁判所ウェブサイトでご案内しています。

また、今回の改正により新設・変更した手続等のリンクをまとめた特設ページ「離婚と子どもをめぐる新しいルールについて」もご覧ください。



[https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/
syurui_kazi/kazi_kaisei/index.html](https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_kaisei/index.html)



ご存じですか？

知財調停

知財調停とは？

ビジネスの過程で生じた知的財産権に関する紛争について、一定の期日までに提出された資料等に基づき、裁判官及び知的財産権事件の経験が豊富な弁護士・弁理士などの調停委員で構成される調停委員会の助言や見解を得て、話し合いによる簡易・迅速な解決を図る手続です。東京地方裁判所と大阪地方裁判所の知的財産権部で運用されています。



知財調停のメリット

柔軟性

- ◆ 特定の争点に絞って利用することもできます。
- ◆ 調停手続の経緯を踏まえ、当事者間の自主的交渉に戻ることや訴え提起・仮処分の申立てをすることもできます。

専門性

- ◆ 調停委員会は、**知的財産権部の裁判官**と**知的財産権事件の経験が豊富な弁護士・弁理士**などの調停委員で構成されており、紛争解決に向けての助言や中立・公平な立場からの見解を得ることができます。

迅速性

- ◆ 原則として**第3回期日まで**に、調停委員会が争点について、一定の見解を示し、迅速な紛争解決の実現を目指します。

非公開

- ◆ 手続は**非公開**のため、第三者に知られることなく紛争の解決が可能です。

It's New!



上記の知財調停を利用するには、これまで管轄合意が必要でしたが、民事調停法の改正（令和8年5月24日までに施行）により、知財調停の管轄が**東京地方裁判所**又は**大阪地方裁判所**にも認められるようになるため、**改正後は管轄合意が不要**となります。



なないろ通信 NO.1

12月1日に開設した草津町こども家庭センター「なないろ」では、様々な子育て支援事業を行っています。たくさんの事業のうち、今回は「ブックスタート事業」を紹介します。

ブックスタート事業は、毎月1回、生後3ヶ月・6ヶ月・12ヶ月の乳幼児とその保護者を対象に実施している乳児相談と併せて実施しています。乳児期から絵本に触れる機会、読み聞かせの効果などを知るために、保健センターと教育委員会が連携して実施している事業です。

赤ちゃんのときから家庭で絵本を開くことにより、肌と言葉で触れ合いをしてほしい、そして、愛情に満ちた言葉を語りかけることで心を通わせ幸せを感じてほしいとの願いから、乳児相談の機会に読み聞かせを行い、それぞれの月齢で絵本をプレゼントしています。

◆ブックスタートとは…

赤ちゃんと過ごす毎日は、うれしいこともあれば、「どう関わればよいのかな」と迷うこともありますよね。

ブックスタートは、赤ちゃんと保護者の方が、絵本を通して楽しい時間を過ごすきっかけとして、絵本をお渡しする取り組みです。

赤ちゃんはまだお話ができなくても、やさしい声や絵本の色・形・リズムをしっかり感じています。

上手に読まなくても大丈夫です。絵本を見ながら話しかけたり、同じページを何度も見たりするだけです。

絵本を開くひとときが、赤ちゃんとの毎日に、そっと寄り添う存在になりますように…。



保健センター保育士による絵本の読み聞かせと教育委員会・温泉図書館職員による図書館の利用方法の説明、絵本のプレゼントがあります。

◆ブックスタートの効果

*親子の愛着形成を促進します

赤ちゃんに絵本を読み聞かせる時間が増え、「声をかける」「視線を合わせる」「ふれ合う」といった親子の関わりが深まります。



*ことば・コミュニケーション力の土台づくり

まだ話すことができない時期でも、絵や音、リズムに触ることで言葉への関心や理解力の基礎が育ちます。

*読書習慣のきっかけになります

家庭に絵本が入り、「絵本は身近なもの」という意識が生まれ、その後の読書習慣につながりやすくなります。

こんにちは 地域包括支援センターだより

皆様、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。
今月号は新年に気を付けたい「特殊詐欺」についてお伝えします。

謹賀新年

特殊詐欺とは？

犯人が電話やハガキ（封書）などで親族や公共機関の職員などを名乗り被害者を信じ込ませ現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金を受け取れるなどと言いATMを操作させ犯人の口座に送金させたりする犯罪の事です。

近年増加している特殊詐欺の手口

○オレオレ詐欺

親族等を名乗り「小切手の入った鞄を置き忘れた。」「事故をしてしまった。」などと言って現金をだまし取る（脅し取る）手口です。



○還付金詐欺

医療費や税金、保険料などについて「還付金があるため手続きをしてください」などの内容で被害者にATMを操作させ被害者の口座から犯人の口座に送金させる手口です。

○キャッシュカード詐欺

警察官や銀行の職員などを名乗り「キャッシュカードが不正に利用されている。利用停止の手続きが必要。」などの内容でキャッシュカードを準備させキャッシュカードをだまし取る手口です。



特殊詐欺の件数は令和2年より増加傾向であり、また被害者の約9割が65歳以上となっている現状です。年末年始はお金を取り扱うことも多い時期なため被害が増えると言われています。特に還付金詐欺やキャッシュカード詐欺には注意してください！

ATMで還付金は受け取れません！

警察や銀行職員等はキャッシュカードを預かることはありません！



不審な電話やハガキ等が来ましたら
一度警察等に相談しましょう！



また草津町では草津町に住所がある65歳以上の方、またその方と同じ世帯の方に対して「特殊詐欺被害防止機能付き電話機購入費補助」を行っております。ご相談ください。

生活や介護のこと等、お気軽にご相談ください(^^)/
草津町地域包括支援センター 電話：0279-88-0294

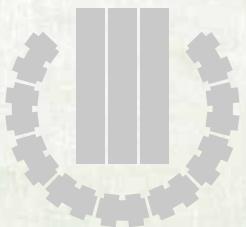
今月の町長

黒岩町長が12月1日から31日の間に出席した行事の一部をお知らせします。

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 1日～5日 | 12月定例議会 |
| 4日 | 草津町保護司会・草津町更生保護女性会懇談会 |
| 9日 | 草津温泉スキー場安全祈願式典（スキー場レストハウス） |
| 11日 | ベルツこども園 発表会 挨拶（音楽の森国際コンサートホール） |
| 12日 | 令和7年度草津湯の町みかじめ料等縁切り同盟定期総会 挨拶（草津町商工会） |
| 13日 | 草津町遭難救助隊 総会 挨拶（大会議室） |
| 14日 | 湯けむりフォーラム2025 挨拶（音楽の森国際コンサートホール等） |
| 16日 | 第24回会長杯吾妻郡家庭婦人バレー ボール大会 挨拶（総合体育館） |
| 17日 | 群馬県国土整備部道路管理課次長・中之条土木事務所所長 来庁 |
| 18日 | （株）ザスパ 細貝社長 来庁 |
| 19日 | 定例区長会 挨拶（第一委員会室） |
| 21日 | 令和7年度 草津町民柔道大会 挨拶 |
| 22日 | 日本銀行 前橋支店長 来庁 |
| 24日 | 群馬銀行 草津支店長 来庁 |
| 25日 | JRバス関東(株) 常務取締役 来庁 |
| 26日 | 国土交通省関東地方整備局利根川ダム 総合管理事務所 副所長 来庁 |
| | 群馬県消防協会吾妻支部歳末夜警激励 (草津町総合体育館) |



（株）ザスパ 細貝社長（右）と西村監督（左）



野菜は1日350g（1人分）食べましょう！

vol.103

ヘルスマイトの白慢料理 むらさき玉ねぎのサラサラサラダ



材料（4人分）

| | | | |
|---------|------|----------|-----|
| むらさき玉ねぎ | 150g | コーン（缶） | 25g |
| きゅうり | 150g | 塩 | 2g |
| おくら | 50g | こしょう | 少々 |
| にんじん | 25g | 合わせ酢（市販） | 15g |

作り方

- むらさき玉ねぎをスライスして水にさらす。
- きゅうりは千切り、にんじんはさいの目切りにする。
- にんじんとおくらを茹で、おくらは輪切りにする。
- 玉ねぎ、きゅうり、にんじん、コーンを混ぜ、塩とこしょう、酢を混ぜて少しあく。
- 器に盛りつけ、おくらを上にのせる。



コメシト

玉ねぎは水分をよくとること。全部を混ぜたあと少しあくと味がしみ込んでなじみます。

1人分の栄養成分

| エネルギー | 食塩相当量 | 野菜の使用量 |
|--------|-------|--------|
| 35kcal | 0.7g | 100g |

提供：群馬県・群馬県食生活改善推進員連絡協議会 野菜でもう一品 お手軽レシピ集より

Topics

トピックス

みんなの活躍を
お伝えするページ

群馬県中学校新人柔道大会

日程 10月25日(土)・26日(日)

会場 ぐんま武道館

男子団体 草津練心館 (第3シード)

【予選Gリーグ】 3-1 櫻井道場 (高崎)
3-1 粕川中 (前橋)
3-2 赤城南中 (渋川・北群馬)

*予選リーグ1位通過

【決勝トーナメント】

1回戦 4-1 前橋七中 (前橋)
準々決勝 3-2 群馬中央中 (高崎)
準決勝敗退 1-4 藪塚本町中 (太田)

*第3位

(先鋒無し・次鋒・佐藤壱成 中堅・吉田秋也 副将・齋藤琉偉
大将・小倉義仁)

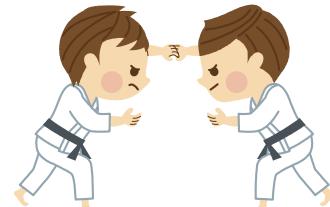
男子個人

男子50kg級 優勝 池田 一颯 (渋川中2年)
55kg級 3位 吉田 秋也 (高山中2年)
60kg級 優勝 齋藤 琉偉 (草津中2年)
66kg級 3位 小倉 義仁 (高山中2年)

女子個人

女子48kg級 3位 木村 莉麻 (六合中2年)

来年の夏、関東・全国出場・入賞目指して頑張ります



大島杯柔道大会

日程 11月23日(日)

会場 草津町総合体育館

15団体 115名参加

| | | |
|--------|-----|-------|
| 幼児の部 | 準優勝 | 小倉 恵奈 |
| 1・2年の部 | 準優勝 | 森平 丞 |
| | 3位 | 加藤 舞也 |
| 3・4年の部 | 3位 | 三室 太志 |
| | 3位 | 水出 力仁 |

| | |
|------|-------|
| 団体の部 | 優勝 |
| 先鋒 | 加藤 舞也 |
| 次鋒 | 森平 壮 |
| 中堅 | 小倉 碧紗 |
| 副将 | 佐藤 勇也 |
| 大将 | 水出 力仁 |



第30回 町民空手道大会

日程 令和7年12月6日(土)

会場 草津町総合体育館

○小学生低学年形の部

優 勝 佐藤 明汰

準優勝 八嶋 碧

○小学生低学年組手の部

優 勝 佐藤 明汰

準優勝 八嶋 碧

○小学生高学年形の部

優 勝 加藤怜依奈

準優勝 キヨシパンシル

3 位 八嶋菜つは

○小学生高学年組手の部

優 勝 八嶋菜つは

準優勝 鈴木 樹里

3 位 キヨシパンシル



第44回全国中学生人権作文コンテスト 吾妻地区大会 授賞式

法務省及び全国人権擁護委員連合会が毎年実施しているコンテストで、次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に着けることを目的に実施しています。この度、吾妻地区大会で草津中学校3年安齋凜さんが奨励賞を受賞され草津町人権擁護委員さんより授与されました。

草津中学校 3年 安齋 凜さん



次回相談開催日のご案内

【人権・行政相談】

開催日：1月23日(金)

時 間：10時30分～14時30分

場 所：役場 4階 第1委員会室

※予約は必要ありません!!お気軽にご相談ください。

【無料法律相談】

開催日：2月9日(月)

時 間：14時00分～17時00分

場 所：役場 4階 第1委員会室

※相談時間はお一人30分で、予約が必要です。

- 両相談ともに、草津町に居住している方、もしくは勤務先が草津町である方が対象となります。
- ご予約・ご不明な点等については、役場総務課 (TEL.0279-88-0001) へご連絡ください。

誌上体験！探訪



ベルツこども園

先月行われた発表会の様子をお伝えいたします。(総練習の写真です。)

子ども達は笑顔いっぱいで堂々と舞台に立ち、練習以上の姿を見せてくれました。



0歳児



ダンス
「ぼくたち ぶどう」

1歳児



ゆうぎ「ゆきだるまの チャ
チャチャ」「ペンギン・ペンギン」

2歳児



ゆうぎ
「どんぐりマン」



劇あそび
「やさいのおふろ」

3歳児



楽器遊び
「手をたたきましょ」
歌「たのしいね」

4歳児



ピアニカ「チューリップ」
合唱「まほうのとびら」



ダンス
「POCK this Party」



ダンス「かわいいだけじゃダメですか」

5歳児



ダンス
「サチアレ」



劇
「かさじぞう」



ハンドベル「星に願い
を」合唱「YUME日和」



ダンス
「残響散歌」

1月9日から2月12日までの予定

1月21日(木) 幼児交通
安全教室

22日(木) 一日入園
29日(木) 誕生会

2月3日(火) 豆まき
4日(水) 避難訓練



生涯学習だより 1月号

令和7年度冬の青少年健全育成運動

実施期間 令和7年12月15日～令和8年1月31日

ルールを作って みんなで守ろう

『おぜのかみさま』

お くらない。写真

一度、ネット上に流出した写真を削除・回収することはできません。ネットで知り合った相手からあなたの写真を送るように言われても送ってはいけません。



か かきこまない。悪口

ネットに悪口やウソの投稿をしたり、他人が投稿した悪口などを拡散したりすることは犯罪になることがあります。悪口や悪意のある投稿を書き込んではいけません。



ぜ ったいあわない。

ネットで知り合った人に会いに行き、犯罪に巻き込まれるケースがあります。ネットだけでも交流をしている人に絶対に会いに行なってはいけません。



み ない。有害サイト

ネットには有害で危険なサイトも存在します。ネットを安全・安心に利用するためにフィルタリングを設定し、有害サイトを見ないようにしましょう。



の せない個人情報

SNSに投稿したメッセージや写真から、住所や名前などが知られてしまい、悪用されることがあります。ネットに個人情報をのせてはいけません。



さ さがさない。出会い

ネットでは、相手が年齢や性別を偽っていたり、本当の目的を隠したりしていることがあります。ネットで出会いを探したりしてはいけません。



「おぜのかみさま」に関するお問合せは…

群馬県生活ごど部 私学・青少年課
☎ 027-898-3557 (直通)



いじめ・問題行動・犯罪被害など子供に関するご相談は…

群馬県警察本部生活安全部 子供・女性安全対策課
(少年サポートセンター係)
☎ 027-289-6610 (相談電話)



「おぜのかみさま県民運動」を推進し、
地域と家庭で子どもたちの安全・安心な
インターネット利用を考えよう！

SNSの利用をきっかけに、**不同意わいせつ、不同意性交、略取誘拐、殺人等**の事件に巻き込まれるケースがあとを絶ちません。

SNSは、便利で楽しいのですが、使い方を誤ると思いもしないトラブルに巻き込まれたり、取り返しのつかない事態が発生することがあります。

「**おぜのかみさま**」を守って、安全・安心なSNSの利用を心がけましょう！

季語は、初御空です。新しい年の空の事を言います。初空の鳶の旋回を見ていると、穏やかで平和の感があります。今年一年が、幸せで穏やかに過ごすことが出来ることになりそうです。初御空と鳶の取り合わせがよかったです。新年に相応い句です。

穏やかや 鳶の旋回

初御空

今月の俳句



下 谷 玛リ子

(評) 北原東洋男

本当にあった怖いはなし



※一度、ネットに出てしまった情報は、一生消すこと はできません。



TH = SPA
GUNMA

ザスパ草津チャレンジャーズ



2025シーズンも
たくさんの応援、
ありがとうございました。



トップチームは、来シーズン（26/27シーズン）も、J3で戦います。

トップチームは、11/29(土)に2025シーズンの全日程を終了し、「12勝10分16敗」「勝ち点46点」の「14位」でした。8月中旬から9試合勝ち無しの2ヶ月を過ごしましたが、10月から怒濤の6連勝でシーズンを締めくくりました。沖田優監督の来シーズン続投も決まり、この勢いのまま新シーズンに臨みます。

J3のレギュラーシーズンが終了した12月に、「J2昇格プレーオフ」、「J3・JFL入れ替え戦」が行われ、「2026/27シーズン」の各リーグで戦うチームが決定しました。

J2からは18位から20位の、「ロアッソ熊本・レノファ山口・愛媛FC」の3チームが降格。J3から「栃木シティ・ヴァンラーレ八戸」そしてJ2昇格プレーオフを勝ち抜いた「テグバジャーロ宮崎」がJ2に昇格します。JFLからは、JFLを優勝した「Honda FC」がJリーグ昇格の意思がないため2位の「レイラック滋賀」がJ3最下位の「アスルクラロ沼津」と入れ替え戦を行い、J3昇格を決めています。余談ではありますが、長年共にJ2で戦っていた「水戸ホーリーホック」がJ2で優勝し、J1へ昇格することになりました。どこまで通用するか楽しみでもあります。

2026年シーズンは今までの『3月開幕～12月閉幕』ではなく、ヨーロッパのシーズンに合わせた『2026年8月開幕～2027年5月閉幕』に変更されます。シーズン移行となる2月～6月の5ヶ月間、「明治安田Jリーグ百年構想リーグ」が行われます。こちらのリーグ戦では、昇格・降格が無い戦いとなります。

詳細は2月号でお伝えいたします。

【明治安田J3リーグ 最終順位と昇降格チーム】

| 順位 | チーム名 | 勝点 | 《2025年終了後の昇格・降格》 |
|-----------|-------------|----|------------------|
| J2 18位 | ロアッソ熊本 | — | J2より J3へ降格 |
| 19位 | レノファ山口 | — | |
| 20位 | 愛媛FC | — | |
| 1 | 栃木シティ | 77 | J2へ昇格 |
| 2 | ヴァンラーレ八戸 | 72 | |
| 3 | FC大阪 | 71 | J3残留 |
| 4 | テグバジャーロ宮崎 | 67 | J2へ昇格 |
| 5 | 鹿児島ユナイテッドFC | 66 | J3残留 |
| 6 | ツエーゲン金沢 | 59 | |
| 7 | 栃木SC | 58 | |
| 8 | ギラヴァンツ北九州 | 56 | |
| 9 | 奈良クラブ | 56 | |
| 10 | 福島ユナイテッドFC | 56 | |
| 11 | ガイナーレ鳥取 | 51 | |
| 12 | SC相模原 | 50 | |
| 13 | FC岐阜 | 47 | |
| 14 | ザスパ群馬 | 46 | |
| 15 | 松本山雅FC | 43 | |
| 16 | FC琉球 | 40 | |
| 17 | カマターレ讃岐 | 38 | |
| 18 | 高知ユナイテッドSC | 38 | |
| 19 | AC長野パルセイロ | 35 | |
| 20 | アスルクラロ沼津 | 28 | JFLへ降格 |
| JFL 2位 | レイラック滋賀 | | JFLから J3へ昇格 |



チャレンジャーズは、
『草津小学校 サッカー教室』を行いました。

10/23(木)・30(木)・11/6(木)に、草津小学校でサッカー教室を行いました。天候にも恵まれ、3日間で全学年で実施することができました。



ふれあいサッカーを行いました。

11/30(日)に、サポーターへの日頃の感謝をこめて、「ふれあいサッカー」を行いました。
いつも練習しているグラウンドで、サポーターと一緒に汗を流しました。



1月当番医予定表

予定が変更になることもありますので、事前に病院へお問い合わせください。

| 日 | 科 | 内科 | 外科 | 休日夜間当番病院 |
|--------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 1月11日 (日) | 東吾妻町 小池医院 0279(67)2030 | 草津町 布施医院 0279(88)2030 | 中之条町 吾妻さくら病院 0279(75)3011 | 中之条町 吾妻さくら病院 0279(75)3011 |
| 1月12日 (月) | 東吾妻町 吾妻脳外循環科 0279(68)5211 | 長野原町 櫻井医院 0279(82)3999 | 長野原町 西吾妻福祉病院 0279(83)7111 | 長野原町 西吾妻福祉病院 0279(83)7111 |
| 1月18日 (日) | 東吾妻町 くりはら医院 0279(68)0355 | 嬬恋村 嬬恋村診療所 0279(97)3020 | 東吾妻町 原町赤十字病院 0279(68)2711 | 東吾妻町 原町赤十字病院 0279(68)2711 |
| 1月25日 (日) | 東吾妻町 東吾妻町診療所 0279(59)3010 | 草津町 草津こまくさ病院 0279(88)4321 | 中之条町 吾妻さくら病院 0279(75)3011 | 中之条町 吾妻さくら病院 0279(75)3011 |

- 急患のための当番医制度ですので、緊急患者以外の受診はご遠慮ください。
- 診療時間は午前9時～午後5時です。できるだけ時間内に受診してください。
- ※診療時間以外の夜間の急患については、輪番制病院群の休日当番病院で受診してください。
- 医師が在宅待機のため原則として往診はいたしません。

吾妻郡医師会ホームページにて最新の当番医表をご覧いただけます。

http://agatsuma.gunma.med.or.jp/resident_001.html

※地区、保護者については印刷版の広報に掲載しております

| お誕生おめでとう | | |
|----------|-----|-----|
| ※敬称略 | | |
| 地区 | 氏名 | 保護者 |
| 早川 うらら | | |
| 白鳥 蒼 | あおい | |
| 宮崎 由 植 | ゆ な | |

掲載を希望されない方は届け出の際お申し出ください。



| お悔やみ申し上げます | | |
|------------|------------|----|
| ※敬称略 | | |
| 地区 | 氏名 | 享年 |
| かんばし 神林 | けいぞう 敬三 | 87 |
| はなおか 花岡 | みつあき 光明 | 87 |
| さとう 佐藤 | ひでお 秀雄 | 92 |
| くろいわ 黒岩 | じげる 盛 | 90 |
| ささじま 笹島 | こういち 幸一 | 76 |

子育て家庭の応援団「子育てひろばすくすく」 どうぞご利用ください

すくすくインフォメーション



12月はパネルシアターを行いました。

12月23日～1月14日まで冬休みの為、すくすくはお休みとなります。

1月20日より再開しますので、お誘い合わせの上、誰でもお気軽にお越しください。



子育てひろばすくすく 概要

【開館時間】毎週 火・水・木 9:00～12:00

【休館日】月・金・土・日・祝祭日、小学生の長期休み中（夏休みや冬休み期間など）

【場所】公民館2階「児童室」

【対象】就園前の乳幼児（0歳～3歳中心）とその保護者の方、マタニティの方

【内容】自由ひろば、パネルシアター、季節の製作等

◆お問い合わせ先

草津町教育委員会こどもみらい課 TEL.0279-88-0005

24時間健康テレホンサービス

群馬県保険医協会では、

「24時間健康テレホンサービス」を実施しています。

電話027-234-4970（ヨクナレ）にかけると約3分の健康講話が聞けます。

プログラム

1月（1日から31日）

月曜／冬の皮膚病

火曜／高血圧症と歯科治療

水曜／心筋梗塞と危険因子

木曜／入れ歯とインプラント

金曜／腰痛への新しいアプローチ

土・日曜／乳がんは“標準治療”で

今月の納税

- 町県民税 4期
- 国民健康保険税 7期
- 後期高齢者医療保険料 7期

納期限 令和8年2月2日(月)

2026年1月～2026年2月 予定表

| 火 | 水 | 木 |
|------------------------------|--------------------|-------------|
| 1月13日 | 14 | 15 |
| 12/23～1/14まで 冬休みの為休館となります | | |
| 20 自由ひろば | 21 自由ひろば | 22 自由ひろば |
| 27 自由ひろば | 28 自由ひろば | 29 自由ひろば |
| 2月3日 自由ひろば | 4 自由ひろば | 5 自由ひろば |
| 10 自由ひろば | 11 建国記念の日 休館 | 12 |

上記の内容は変更になる場合があります



1月の行事予定表



新年、明けましておめでとうございます。



| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---------------|--|---|--|---|-------------------------------|------------------------------|
| 行事の実施場所及び問合せ先 | | | | | | |
| ◆ ・保健康センター | TEL0279-88-5797 | ◆ ・地域包括支援センター | TEL0279-88-0294 | | 9 | 10 |
| ◆ ・総務課 | TEL0279-88-0001 | (で実施場所記載の無い場合は保健康センターで行います) | | | ・広報いでの 1月号発行日 | |
| ◆ ・教育委員会 | TEL0279-88-0005 | ◆ ・社会福祉協議会 | TEL0279-88-1050 | | | |
| ◆ ・図書館 | TEL0279-88-7190 | | | | | |
| 11 | 12 成人の日 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | | ・認知症家族の会 (13:30～場所:役場4 階 第2委員会室)㊪ ・乳幼児予防接種 (指定された時間)㊪ | ・高齢者サロン (9:00～場所:草津 町公民館)㊪ ・機能訓練 (9:00～)㊪ | ・頭と体の体操教室 (14:00～場所:草津 町保健センター)㊪ | | ・温泉図書館おはな し会 (11:00～)㊪ |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| | | ・買い物支援バス (くすりのマルエ草 津店)㊪ | ・高齢者サロン (9:00～場所:草津 町公民館)㊪ ・育児支援教室「す まいる」(9:30～)㊪ | | ・3才児健診 (13:15～)㊪ | |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| | ・スプリング自主グ ループ研修会 (13:30～場所:草津 町保健センター)㊪ | ・乳児相談 (13:15～)㊪ | ・高齢者サロン (9:00～場所:草津 町公民館)㊪ ・機能訓練(9:00～)㊪ ・健康相談(13:30～)㊪ | | | |
| 2/1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| | | ・母子保健推進員研 修会 (13:30～)㊪ | ・高齢者サロン (9:00～場所:草津 町公民館)㊪ ・機能訓練 (9:00～)㊪ ・買い物支援バス(ス ーパーもくべえ)㊪ | ・ベビールーム (10:00～)㊪ | ・食生活改善推進員 研修会 (10:00～)㊪ | |
| 8 | 9 | 10 | 11 建国記念の日 | 12 | 13 | 14 |
| | ・スプリング自主グ ループ研修会 (13:30～場所:草津 町保健センター)㊪ | ・乳幼児予防接種 (指定された時間) ㊪ | ・高齢者サロン (9:00～場所:草津 町公民館)㊪ | ・認知症家族の会 (13:30～場所:役場 4階 第2委員会 室)㊪ | ・広報いでの 2月号発行予定日 | |

情報電話帳

草津町役場 0279-88-0001(代表)

- ・会計課 0279-88-7185
- ・住民課 0279-88-7192
- ・健康推進課(保健康センター) 0279-88-5797
- ・観光課 0279-88-7188
- ・税課 0279-88-7186
- ・温泉課 0279-88-7182
- ・企画創造課 0279-88-7193
- ・上下水道課 0279-88-7183
- ・土木課 0279-88-7184
- ・議会事務局 0279-88-7191
- ・教育委員会 0279-88-0005
- ・こどもみらい課 0279-88-0005
- ・福祉課 0279-88-7189
- ・地域包括支援センター 0279-88-0294
- ・生活環境課(クリーンセンター) 0279-88-2407
- ・図書館 0279-88-7190
- ・ペリッこども園 0279-88-3738
- ・総合体育館 0279-88-5288
- ・草津小学校 0279-88-2156
- ・草津中学校 0279-88-2227
- ・市民プール 0279-88-1130
- ・社会福祉協議会 0279-88-1050

タウンデータ

| | | |
|------------------------|------------|-------------|
| 人口・世帯数 (令和8年1月1日現在) | 男 3,047人 | 女 2,978人 |
| | 合 計 6,025人 | 世 帯 3,568世帯 |
| | 転 入 60人 | |
| | 転 出 53人 | |

入り込み客数 合 計 347,749人(103.39%)
(令和7年11月分) 宿 泊 232,888人(101.02%)
日帰り 114,861人(108.56%)
()前年対比

健康相談へお出かけください

保健センターでは毎月保健師と管理栄養士による健康相談を実施しています!

血圧測定や簡易血糖測定も実施します。
お気軽にお出かけください。

今月の相談日は

1月28日(水) 午後1時30分～

会場は草津町総合保健福祉センター 1階 トレーニング室

*次回の相談日は、
2月20日(金) 午後1時30分～です。



予約制とさせていただきます。
事前にお電話ください。